

学校いじめ防止 基本方針

平成26年2月20日作成
(令和5年3月23日改定)

横浜市立桜台小学校

1 いじめ防止に向けた学校の基本方針

いじめ防止等の対策に関する基本理念のもと、いじめ問題への対策を、学校、保護者、地域関係者がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、桜台小学校区の子どもたちの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指します。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめ根絶に向けて次のような重点方針を定めて未然防止に向けて組織的に取り組みます。

○いじめの未然防止に向けてあらゆる教育活動の場で教職員は児童との豊かな人間関係を築き適切な指導を継続します。

- ・学校教育目標「自分の思いや願いを実現させていこうとする子」が実現できるよう、かけがえのない存在として受容し合い、学校生活において「居場所」ある教育環境づくりをします。
- ・子どもたちの学校生活が規律あるものにするために「桜台スタンダード」を職員・児童・保護者が共有し、だれもが安心して落ち着いて過ごせるようにしていきます。
- ・授業改善により、学び続ける大切な存在として自己認知できるよう「わかる授業」を行い、一人ひとりに寄り添った適切な支援をします。
- ・児童会を中心とした活動をおこない、児童自身の気づきを大切にして、仲間とともに学校生活向上に向けた活動できるように適切な支援をします。

○いじめの早期発見と迅速な早期対応により、いじめ被害の未然防止等に向け、教職員が一体となった取組を継続的に行います。

- ・いじめを見逃さない体制と迅速な情報交換をする教職員組織体制を構築します。
- ・いじめを見逃さない教職員の洞察力や人間関係改善に向けた指導力を高めます。
- ・子どもが学校において安心して相談できる人間関係を築くとともに、関係機関との教育相談体制を構築します。

○日常的に子どもや保護者との情報交換ができるようにし、重大事態にいたることのないよう保護者及び各種関係機関と協働体制を構築し支援環境作りを行います。

- ・日常的な観察や学校での状況を面談等の機会を捉えて保護者に知らせたり、経過について定期的に報告したりします。
- ・学校カウンセラーや関係諸機関と連携強化により、いじめの発生状況に応じた適切な対処と措置を行います。
- ・横浜子ども会議にかかわる児童の話し合いや実践を取り入れ、いじめ防止への取り組みが児童の主体的な活動につながるようにします。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

○いじめ防止対策委員会を設置します。構成委員は次のようにします。

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭

○いじめ事案が発生した際は、当該児童の担任及び同学年の担任も参加します。

○主幹会議、教務会、調整会議、児童指導部会等においても事案に応じた対応協議を行います。

○いじめの状況により必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

(2) いじめ防止委員会の運営

○「学校いじめ防止委員会」を常設し、定期的に月1回開催します。

○いじめの疑いがある段階で、直ちにいじめ防止委員会を開催します。

○いじめ事案が発生した時、いじめの疑いがある時には、いじめ防止委員会が判断や対応方針を定めます。学校の責任者である校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

○情報の収集や対応に関する役割分担は、いじめ防止委員会において行います。重大事態が起こった場合は、いじめ防止委員会が調査等の活動を行います。

(3) 委員会の活動内容

○いじめの未然防止に努めます。

・教職員の研修および児童に関する情報共有等を通して、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをします。

・いじめ防止委員会の存在及び活動を児童や保護者に周知します。

○もしいじめが起きた場合には、早期発見や早急な事案対処ができるようにします。

・いじめの相談・通報の窓口として、担任だけでなく同学年の先生、専科の先生、児童支援専任など、児童が話せる選択肢を多く作ります。

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動にかかる情報の収集と記録、共有を行います。

・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。

○委員会での取り組みを常に検証していきます。

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施に努めます。

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検をし、それに基づいた学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行います。

3 いじめの未然防止及び早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止のための取り組み

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、以下の取り組みを行います。

○学校教育の基盤を人権教育におき、教材開発、単元計画策定、適切な指導と評価による自己肯定感・有用感もてる教育活動を展開します。

○全校遠足や運動会等、縦割り活動による異年齢集団の活動を通して、自己の存在の大切さや集団への

帰属意識や貢献している自己有用感がもてるようにします。

- 児童会で行う「あいさつ運動、集会活動、全校遠足、募金活動」等の機会を通して共に社会のために貢献する大切な仲間として、認め合い、尊重し合える人間関係づくりに取り組みます。
- 教職員は具体的事例、事案対処の方策等について研修を行い、いじめを見抜く目と感性を磨き、課題解決のための指導力向上を目指します。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に基づいたコミュニケーション能力の育成を図っていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するようにするため、以下の取り組みを行います。

- いじめを見逃さない教職員集団としての責務を自覚し全教職員の情報共有体制を構築します。
- いじめ相談担当窓口は児童支援専任とします。
- 共同授業研究により、教職員集団として、一人ひとりの児童の状況を把握するようにします。
- 児童会を中心に話し合い活動を充実し、安心して何でも言える学校の雰囲気づくりに取り組み、風通しの良い教職員と子ども、子ども同士の人間関係を醸成し児童の変化を把握するようにします。
- 年2回いじめアンケートとY-Pアセスメントを行い子どもの人間関係を把握して適切な支援を行います。
- 年2回定期的な保護者面談を行い、いじめの早期発見に努めその解決を図ります。
- 年2回の「いじめ・暴力行為等防止キャンペーン」を実施し、子どもたちが人権意識を高めたり、友達を大切にしようとしたりする心情を育てます。
- インターネットを通じたいじめ防止に向けて、関係機関専門家を講師として招聘して情報モラルの向上を図ります。
- 児童及び保護者からのいじめの疑いのあるような訴えや連絡等があった場合は、教職員による聞き取りを行い、これに基づき、いじめ防止委員会で対処します。

(3) いじめの対する措置

いじめの疑いがあった段階で、直ちにすべてが学校いじめ防止委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげます。そのために、以下の取り組みを行います。

- いじめ防止委員会により、加害者、被害者、暗黙の支持者の生まれる原因とその状況が理解できる資料を基にして研修を行います。
- いじめの疑いがあった段階で、学校いじめ防止委員会を開き、情報共有や対応方針の決定、および記録を行います。
- いじめの被害があった場合は被害児童の保護を最優先するとともに、加害児童及び保護者に対しては、確かな根拠に基づき、厳正にして適切な指導により解決を図ります。
- 必要に応じて、警察署等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速に対応します。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

また、いじめの解消に至るまで、毎月のいじめ防止委員会での状況の共有、必要に応じた支援体制の構築、当該児童への精神的なケアを含めた声かけをしていきます。

(5) 教職員への研修

児童の心理や、行為・行動の背景にある子どもどうしの人間関係をとらえるため、教職員の能力を高める実践的な研修を行います。

- 職員会議での児童の情報共有を行い、全職員で児童理解を進めます。
- Y-Pアセスメントを活用した横浜プログラムの研修を夏と冬に行います。
- 次年度へ児童の情報が引き継がれるように、研修時間を利用して学年ごとに情報の整理をします。

(6) 「学校づくり懇話会」の利用

- 5月には年度当初の学校のいじめ防止対応について説明して意見を伺い、その年の活動に生かします。
- 2月には取組状況を報告して意見をいただき、次年度の改善に生かします。

(7) いじめ防止に向けた年間計画を次のように行います。

4月	いじめ防止委員会設置　いじめ防止基本方針の確認と研修
5月	学校説明会、いじめ防止研修実施　学校づくり懇話会にて取組方針説明 いじめ早期発見のための生活アンケート実施（記名式アンケート・教育相談）
6月	Y-Pアセスメント1回目による実態把握
7月	個人面談を受けての情報共有　携帯電話等情報モラル教室 Y-Pアセスメントによる児童理解研修
9月	長期休業明けの児童の様子に関する情報共有
10月	前期末における児童の状況の整理・確認
11月	Y-Pアセスメント2回目による実態把握
12月	いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・教育相談） 人権週間にいじめ防止指導を全校にて実施 個人面談を受けての情報共有　Y-Pアセスメントによる児童理解研修
1月	学校生活アンケート実施　スタンダードの見直し
2月	学校説明会、学校づくり懇話会にて取組状況等の報告
3月	今年度の情報整理と来年度に向けた引き継ぎの確認

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされており、それに準拠します。

【発生の報告ならびに対処】

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- (2) いじめ防止委員会を中核として、直ちに対処します。
- (3) 再発防止を視点においた調査を実施します。調査結果は教育委員会に報告します。
- (4) いじめを受けた児童や保護者に、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 その他

○必要があると認められるときは、学校基本方針を見直します。

○緊急対応の流れを次のように定めて迅速対応をします。

